

平成 23 年 9 月 6 日
上天草市地域防災計画策定検討委員会

災害備蓄物資・資機材の物資・量の検証と備蓄場所の選定について

1 地域防災計画の現状と課題について

本市地域防災計画では、大規模な地震災害が発生した場合に、直後の住民の生活を確保するため、食糧、生活必需品及び防災機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進することとされ、災害発生時に緊急に必要な食料及び生活必需品の確保については、調達・備蓄計画の策定、緊急物資調達に関する機関・業者との調達協定や相互応援協定の締結、公共備蓄すべき物資の備蓄に努めるとともに、物資の集積場所は、一時的に集積する拠点施設を選定し、そこを拠点に配布するよう示されている。

地域防災計画（抜粋）

(P 4 5 7)

震災対策 第 1 章 災害予防計画 第 4 節 災害備蓄物資・資機材整備 計画

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

- (1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (5) 公共備蓄すべき物資

災害時に緊急に必要な食料、生活必需品の備蓄に努める。

(P 4 5 8)

3 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備に努める

- ア 救出救助用資機材 イ 照明用資機材 ウ 災害対策用特殊車両
エ 交通対策用資機材 オ その他後方支援用等必要な資機材

本市における現在の備蓄状況及び調達に関する協定先は、別紙 1 のとおりであるが、飲料水や毛布などをわずかに備蓄している状況であり、大規模災害が発生した場合に避難予定所において当面必要となる食糧や生活必需品が備蓄されていると

は言い難い状況である。

したがって、現段階では、大規模災害が発生し、多数の住民が避難した場合には、供給する食料・生活必需品のほとんどを協定先からの調達に頼らざるを得ない状況である。

そのため、本市では、大規模災害が発生した場合、ライフラインの不通や協定先の被災など、さまざまな理由から物資の調達が困難になることが予想されるため、平常時から物資と量を決めた上で備蓄しておくことが必要である。

さらに、災害はいつ何処で発生するものか分からず、発生場所によって被害もさまざまであることから、備蓄物資については、来るべき災害に備え、本市の中でもより安全であり、物資の管理上適した場所に数カ所に分散化して保管しておくことが重要である。

2 備蓄・調達に係る基本的な考え方

平成18年6月に消防庁から発表された「災害支援物資の備蓄・物流計画ガイドライン検討会報告書」では、平常時における地域対応として、住民・事業所は、自助・共助の考え方にに基づき、住民は3日分の以上の物資を、また住民組織による共同備蓄についても検討することとされ、事業所は従業員が自宅に戻ることが可能となるまでの間の物資を備蓄するとされている。

一方で、地方公共団体については、都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で、最低限、応急対策要員用の物資、住民等が備蓄しにくい物資等について備蓄・調達体制を確保するものとし、さらに災害時要援護者に必要な物資等について備蓄・調達体制を検討することとされている。

そのため、このガイドラインを参考に、住民が自らの責任の下で備蓄すべきもの、県が備蓄を行っているもの、また、災害発生後においても調達協定先から比較的速やかに物資の供給が可能であるものを除いて、大規模災害時に家屋の倒壊・焼失等により避難した住民が、救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料・生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を選定し、本市が保管すべき全体の備蓄物資を決定するものとする。（「別紙2」備蓄品一覧のとおり）

3 備蓄場所の選定について

大規模災害時に避難者へ迅速に物資を供給するためには、各避難所に分散して配備するのが望ましいが、備蓄物資を保存管理する上では、無人の公民館等の施設は、夏季は高温となり食料等の備蓄場所には適さない。一方で、市役所には、常に職員等が常駐しており、比較的快適な温度に保たれているため食料等の保存環境に

適しており、また、防災の拠点となっていることから、非常時には職員が多数勤務しているため、災害時に避難所への物資搬送も容易となる。そのため、大矢野・松島庁舎、姫戸・龍ヶ岳統括支所及び各出張所を備蓄場所とすることが望ましく、加えて、大矢野地区には、今回、避難予定所として追加指定を検討中の大矢野総合体育館が高台にあって、大津波などの自然災害が発生したとしても他の避難予定所よりも比較的安全であり、職員も常駐し保存環境も適していることから、備蓄場所として選定し、大矢野地区の備蓄を庁舎と大矢野総合体育館に分散して備蓄する。

なお、各庁舎での備蓄物資の配分については、備蓄物資数量全体のうち、人口比に応じて配分するものとする。